

平成31年度地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性の評価について

1 趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、地域における高齢者福祉の推進を担う機関であるとともに、指定介護予防支援事業所として、介護予防支援業務（要支援者の「介護予防サービス計画」の作成等）を実施する事業者であることから、その運営については、高度な公正・中立性が求められている。

このため、町が作成した評価基準を基に地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）において、定期的又は随時に各センターが実施した介護予防支援業務について評価をするものとする。

2 評価基準について

(1) 評価基準の勘案事項

評価基準作成の勘案事項としては、国から次の2点が示されている。

ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者が提供するサービスに偏っていないか。

イ センターにおける介護予防サービス計画において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘引していないか。

(2) 本町の評価基準

本町としては、各センターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価については、下記に基づき町高齢者支援課において実施するものとする。

ア 対象サービス種類

(7) 訪問型サービス（介護予防訪問型サービス、基準緩和訪問型サービスA）

(4) 通所型サービス（介護予防通所型サービス、基準緩和通所型サービスA）

(7) 訪問型サービス及び通所型サービス（自立支援リハビリサービス）

イ 評価方法

(7) 毎年度1回、特定月（運営協議会の開催時期を考慮し、町で任意に決定するものとする。）に各センターが作成した介護予防サービス計画（委託分を含む。）のうち、上記2(2)アに掲げるサービスについて、介護予防サービス計画の数を集計し、それぞれのサービスについて、最も利用の多い事業者への集中状況を評価するものとする。

(4) 具体的には、特定の事業者の介護予防サービス計画数の占有率を算定し、その割合が、50%を超えた場合、町は該当するセンターに対しヒアリングを実施するものとする。

(7) ヒアリングの結果、利用者に対して複数のサービス事業者を紹介しても、当該事業者のサービスを強く希望するなどの正当な理由がなく課題があると判断したときは、判定基準値以下とする是正計画を提出させるなどの指導を行う

ものとする。ただし、対象サービス種類ごとの、介護予防サービス計画総件数が10件未満の場合は、評価の対象としない。

3 算出方法

(1) 訪問型サービス

特定月に作成された、A社の訪問型サービスにかかる介護予防サービス計画の件数÷特定月に作成された、訪問型サービスにかかる介護予防サービス計画の総件数

(2) 通所型サービス

特定月に作成された、A社の通所型サービスにかかる介護予防サービス計画の件数÷特定月に作成された、通所型サービスにかかる介護予防サービス計画の総件数

(3) 訪問型サービス及び通所型サービス（自立支援リハビリサービス）

該当年度中に作成された、自立支援リハビリサービスにかかる介護予防サービス計画の件数÷特定月に作成された、自立支援リハビリサービスにかかる介護予防サービス計画の総件数

(4) 運営協議会への報告

町は、上記の結果を評価し、運営協議会へ報告するものとする。

4 評価基準値の見直し

評価基準については、センターにおける介護予防支援業務の実態に応じ必要があると認められるときは、町が見直しを行うものとする。